

一斉通報・安否確認のためのショートメッセージサービス（SMS）運用開始について

外務省では、海外での緊急事態に備え、在留邦人や日本人短期渡航者との間で複数の連絡手段を構築し、緊急事態発生時には皆様への情報提供を迅速に行うということは、極めて重要であり、同手段は可能な限り機動的かつ多層的とする必要があると考えています。

2013年（平成25年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、2015年（平成27年）1月～2月のシリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、従来の情報提供・安否確認手段に加え、一斉通報・安否確認のためのショートメッセージサービス（SMS）を4月20日から本格的に運用を開始いたしました。

このサービスは、携帯電話のショートメッセージサービス（SMS）を利用することにより、皆様がお持ちの携帯電話に直接メッセージを配信できるようになることから、緊急事態が発生した、又は発生が予想される地域において、極めて短時間に多数の皆様へ情報提供できるようになります。

このサービスの対象国・地域は、在留邦人が比較的多いインドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、中国（香港を含む）、フィリピン、米国、ベトナム、マレーシア、台湾です。これらの国・地域においては、当省及び在外公館からの一斉通報が受信できるようになった他、オーストラリア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナムの5か国及び香港・台湾においては、さらに安否確認機能についても利用できるようになりました。また、インドネシア、韓国、中国（香港を除く）、米国、マレーシアについては、各国の通信事情や携帯電話会社のポリシー等もあり、現在は一斉通報機能のみですが、将来的には安否確認機能を備えるべく、今後、システム全体の改善等に取り組んでまいります。（米国においてはVerizon社の制限規定により、同社携帯を除いたサービスとなります。）

このサービスを受けるためには、在留届（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>）の提出（海外に3か月以上の滞在を予定している方）、または「たびレジ」（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）への登録（海外に3か月未満の渡航を予定している方）が必要です。

このサービスのご利用にあたっては、皆様から返信をいただく際にSMSの送信料金（場合によっては国際SMS料金）がかかります。また、次のような注意事項がありま

すので、あらかじめご了承ください。皆様のご使用の携帯電話の設定・料金プランについては、ご契約の通信事業者にお問合せください。

- 国際SMSに対応していない携帯端末では本サービスを受けることはできません。
- 携帯電話の電源が入っていない場合や電波が届かない状態では本サービスを受けることはできません。
- 国際ローミング中にSMSを受信できない携帯端末では本サービスを利用できません。
- 現地の通信事業者が再送サービスを行った場合でも、リトライ回数やリトライ時間を超えた場合には本サービスを受けることはできません。
- 一日のSMS送信数上限に達している端末からは本サービスへの返信はできません。
- ご利用者様がSMSをブロックしている場合には本サービスを受けることはできません。

[ブロック設定例]

- ・全てのSMSをブロックする。
- ・他事業者のSMSをブロックする。
- ・国際SMSをブロックする。
- ・指定番号以外からのSMSをブロックする。

※ブロック設定の方法については、ご契約の通信事業者にお問い合わせください。

- 海外の通信事業者の規制・ポリシーによりSMSの受信もしくは返信ができない場合があります。

ご不明な点などについては、管轄の日本国大使館・総領事館・領事事務所、または外務省領事局海外邦人安全課（電話：03-3580-3311（代表））までお問合せください。

（了）

（注）シンガポールにおいては、国際SMSは原則、受信は無料、送信は有料です。ただし、料金プランによって異なる場合がありますので、必要に応じご自身の契約内容をご確認くださいようお願いいたします。

なお、本件に関するQ&Aは次のリンクをご覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/pdf/sms_qa.pdf